

伊良湖水道航路南東方 A I S 信号所の設置について

第四管区海上保安本部では、平成27年12月中旬から伊良湖水道の南側の出入口を示す伊勢湾第二号灯浮標に「A I S 信号所」を設置し、航行船舶に対して、A I S（船舶自動識別装置）のシンボルマークによる同灯浮標の位置情報の提供を開始し、併せて、平成28年1月下旬から気象・海象情報の提供サービスを充実させることにより、海上交通の安全向上を図ります。

(1) 伊良湖水道航路南東方 A I S 信号所の設置（平成27年12月中旬運用開始予定）

同灯浮標の位置等の情報を、A I S（1）信号により A I S 搭載船舶に提供します。

A I S 信号を表示可能なレーダー等の画面上に同灯浮標の位置を示すシンボルマークが表示されることで、視程が悪いときにもブイの位置を確認できるようになります。（2）

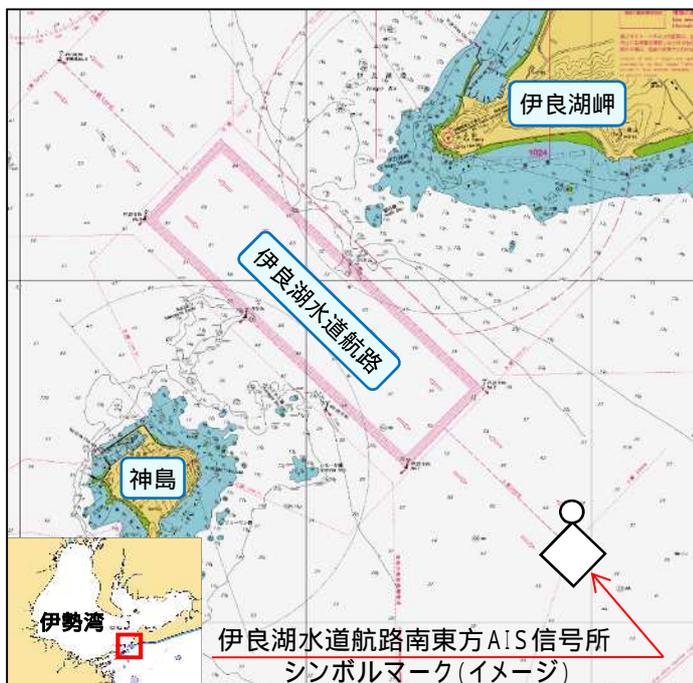
(2) M I C S ホームページ等による気象・海象情報の提供（平成28年1月下旬運用開始予定）

同灯浮標で観測した風向、風速、波高を、沿岸域情報提供システム（M I C S）のインターネット・ホームページ、テレホンサービスにより提供します。

1 A I S（Automatic Identification System）は、船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステムです。

なお、国際航海に従事する300総トン以上の船舶、国際航海に従事しない500総トン以上の船舶等、一定条件の船舶に対しては、A I Sの搭載が義務付けられております。

2 A I S 受信機によっては、シンボルマークが表示されない場合や表示イメージと異なる場合があります。



伊良湖水道航路南東方AIS信号所設置位置
（平成27年12月中旬運用開始予定）



M I C S ホームページ表示イメージ
（平成28年1月下旬情報提供開始予定）

試験調整のため、各々開始予定前に表示される場合があります。